

○日立市パブリックコメント手続実施要綱

令和 6 年 3 月 6 日

告示第 18 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、政策形成過程における公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって市民と行政との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な計画、重要な条例等（以下「政策等」という。）を立案する過程において、その案その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見の提出を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有するもの

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ その他パブリックコメント手続の対象となる事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる場合において、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市行政の基本的な方針を定める計画及び個別の行政分野における施策の基本的事項を定める計画の策定又は改定を行う場合
- (2) 市の基本的な制度を定める条例（専ら行政内部に適用されるものを除く。）の制定、改正又は廃止を行う場合
- (3) 市民に義務を課し、又はその権利を制限することを内容とする条例（金銭の賦課徴収に関する条項を除く。）の制定、改正又は廃止を行う場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特にパブリックコメント手続を実施することが必要であると認める場合

(対象の適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が緊急を要すると認める場合
- (2) 実施機関が軽微な変更と認める場合
- (3) 実施機関に裁量の余地がないと認められる場合
- (4) 法令により、縦覧、意見書の提出その他パブリックコメント手続と同様の手続が定められている場合
- (5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に

よる直接請求を受けて議会に付議する場合

- (6) パブリックコメント手続以外の適切かつ効果的と認めた方法により市民等の意見を求め、意思決定を行う場合

(政策等の案の公表)

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる場合においては、対象の政策等の最終的な意思決定を行う前に、当該政策等の案（当該政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）を公表するものとする。

2 前項の規定により公表しようとする政策等の案が相当量に及ぶときには、政策等の案全体の入手方法を明示した上で、内容の一部を省略して公表することができる。

3 前2項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等を立案した趣旨や目的を記載した資料
- (2) 政策等の案を市民等が理解するために必要な資料

4 前3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市のホームページへの掲載
- (2) 担当課所、日立市役所1階情報センター、支所及び出張所における閲覧又は配布
- (3) その他実施機関が必要であると認める方法

(意見の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案の公表の日から30日程度の期間を設けて、政策等の案について意見の提出を求めるものとする。ただし、

緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見の提出は、文書によるものとする。

3 前項の文書は、次に掲げる方法により提出するものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への持参
- (2) 郵便
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ
- (5) その他実施機関が必要であると認める方法

4 第2項の文書を提出する市民等は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者氏名及び所在地）を当該文書に記載するものとする。

（提出された意見の取扱い）

第7条 実施機関は、提出された意見を考慮して政策等について意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等について意思決定をしたときは、当該政策等の案について提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものとする。この場合において、当該政策等の案を修正したときは、修正の内容及び理由を公表するものとする。

3 提出された意見のうち、公表することにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

4 第5条第2項の規定は、第2項の規定による公表に準用する。

(一覧の作成等)

第8条 市長は、この要綱によるパブリックコメント手続を実施している案件の一覧を作成するとともに、市のホームページに掲載して公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既に立案の過程にある政策等については、この告示の規定は適用しない。